

2018年 6月 1号

森友・加計・問題を許さない！ 平和憲法を護ろう！



検察審査会が不起訴不当の議決

大野つう元議員の政活費不正受給事件

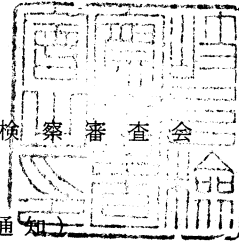
大野つう元議員の政務活動費不正受給事件に対して出された告発に対し、検察は「起訴猶予」を理由として「不起訴処分」としていました。対し、告発者は岐阜検察審査会へ「不起訴不当」として審査申立を行いました。審査会は5月30日に申立を認め「検察官に再考と再捜査」を求めて「本件不起訴処分は不当である」と議決されました。議決通知は以下（一部省略）です。

岐阜検審第66号

平成30年5月30日

審査申立代理人 松原徳和様

岐阜検察審査会



議決の要旨について（通知）

被疑者大野通に対する有印私文書偽造・同行使、虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺被疑事件につきなされた不起訴処分の当否に関する審査事件について、当検察審査会は平成30年5月29日に議決したから、議決の要旨を別添のとおり通知します。

平成29年岐阜検察審査会審査事件（申立）第51号

申立書記載罪名 有印私文書偽造・同行使、虚偽有印公文書作成・同行使、
詐欺

検察官裁定罪名 同上

議決年月日 平成30年5月29日

議決の要旨

被疑者

（氏名） 大野 通

上記被疑者に対する有印私文書偽造・同行使、虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺被疑事件（岐阜地検平成29年検第3107号、第3108号）につき、平成29年10月11日に上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件不起訴処分は不当である。

議 決 の 理 由

1 検察審査会の判断

本件不起訴記録及び審査申立書等を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分を不当とする理由は次のとおりである。

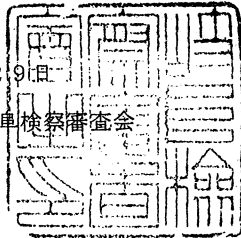
(1) 詐取金額が少額であること、岐阜市に対して弁償していること、岐阜市長からの適正対処をのぞむ書面があること、被疑者が社会的制裁を受けたことなどを理由に検察官が不起訴処分としたことは納得できない。

(2) 被疑者が支払額を水増しして政務活動費等の返還を免れようとした行為は極めて悪質であり、今後の同様な行為の発生を防ぐためにも検察官が不起訴処分としたことは納得できない。

よって、検察官に再考と再捜査を求めるため、上記趣旨のとおり議決する。

平成30年5月29日

岐阜検察審査会



「大野つう元議員の係る政務活動費に関する詐欺被疑等事件」への検察の不起訴処分への岐阜検察審査会の議決は「不起訴処分は不当」

議決文中で不起訴処分理由とされた細江市長（当時）の提出した「適正対処をのぞむ文面」の存在が表面化。

その意味するところは？

細江市長（当時）の行為に疑問の声。